

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」実践農業者認定制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会（以下「協議会」という。）が世界農業遺産及び日本農業遺産（以下「世界農業遺産等」という。）「武蔵野の落ち葉堆肥農法」について、実践農業者を認定することで、農法の保全・発展と啓発、次世代への継承を実行し、地域産業の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 世界農業遺産等「武蔵野の落ち葉堆肥農法」における武蔵野地域とは、川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町の4市町（以下「協議会構成市町」という。）の行政区域内とする。

2 武蔵野の落ち葉堆肥農法とは、武蔵野地域に今なお多く現存する平地林を活用して、落ち葉を堆肥化し、この落ち葉堆肥による土壌改良とそれによる安定的な農作物の栽培を行う、江戸時代から続く伝統的な農法とする。

（認定基準）

第3条 実践農業者は、次に掲げる事項を全て満たした者のうち、協議会が認めた者とする。

- (1) 武蔵野地域に居住する農業者または本拠地のある農地所有適格法人であって武蔵野地域内の農地を耕作していること。
- (2) 武蔵野地域及び周辺の平地林の落ち葉を堆肥化した落ち葉堆肥を継続的に武蔵野地域内の農地に施用している、または継続的に施用する見込みがあること。ただし、施用する落ち葉堆肥はこの農法を実践している農業者が堆肥化したもので、かつ安全性を確認しているものに限る。
- (3) 武蔵野の落ち葉堆肥農法によって農作物を栽培、収穫し、販売している、または販売する見込みがあること。
- (4) 武蔵野の落ち葉堆肥農法を継続する意志があること。
- (5) 協議会の主旨に賛同し、協議会の活動に協力する意志があること。

（申請）

第4条 実践農業者の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）により、農地がある協議会構成市町に申請する。

（認定内容の変更）

第5条 実践農業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに協議会構成市町に変更申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- （1） 氏名または名称もしくは代表者を変更したときまたは住所等を変更したとき
- （2） 農業生産活動を行う農地に変更が生じたとき
- （3） 施用する落ち葉堆肥の平地林に変更が生じたとき
- （4） その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき

（認定の取消し）

第6条 協議会は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- （1） 認定の取消しの届け出があったとき。
 - （2） 実践農業者が認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
 - （3） その他認定を取り消すべき事由が生じたとき。
- 2 前号（1）の認定の取消しの届け出は、認定取消申請書（様式第1号）により行うものとする。

（認定証書の交付等）

第7条 協議会は、第8条2項に定める認定委員会の決定に基づき認定証書（様式第3号）を交付または審査結果通知書（様式第4号）を当該申請者に通知する。

2 協議会は、実践農業者管理簿（様式第5号）を管理するとともに、協議会の目的の範囲内においてこれを活用する。

（認定委員会）

第8条 協議会は、武藏野の落ち葉堆肥農法実践農業者認定委員会を設置する。

2 認定委員会は、第9条2号に定める報告に基づき認定に係る審査をし、可否の決定を行う。

3 認定委員会は、協議会幹事会をもって充てる。

（協議会構成市町）

第9条 協議会構成市町は、認定申請書または変更申請書の提出があったとき、申請に係る農地および平地林の現地確認等のほか、必要に応じて当該申請者からの意見を聴取する。

- 2 協議会構成市町は、第3条に定める認定基準に照らしてこれを審査し、審査報告書（様式第2号）により認定委員会に報告する。
- 3 前2項のほか、認定委員会と実践農業者との連絡調整等を行う。

（実践農業者の責務）

第10条 実践農業者は、この要綱の規定を遵守するとともに、実践農業者として積極的に武蔵野の落ち葉堆肥農法の保全・継承に努めなければならぬ。

（調査）

第11条 認定委員会は、実践農業者に対し必要があると認めるときは、認定申請書記載事項等の内容や表示内容等について調査を行うことができる。

- 2 前号に規定する調査を行う際は、認定委員会と協議会構成市町が協力して実施する。

（その他）

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

(様式第1号)

武蔵野の落ち葉堆肥農法実践農業者
(認定申請書・変更申請書・認定取消申請書)

申請日 年 月 日

(あて先)

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会長 宛

- 1 武蔵野の落ち葉堆肥農法の実践農業者であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請いたします。(申請)
- 2 武蔵野の落ち葉堆肥農法の実践農業者であることの認定内容に変更が生じましたので、下記のとおり申請いたします。(変更)
- 3 武蔵野の落ち葉堆肥農法の実践農業者であることの認定を取り消したいので、下記のとおり申請いたします。(取消)

※1～3の数字のいずれかに○をお願いします。

記

1 認定を受けようとする者			
住所			
名称（団体名等）			
氏名			
連絡先	電話番号 e-mail		
2 耕地（畠）	所在	m ²	
	所在	m ²	
	所在	m ²	
3 落ち葉を集めた平地 林 (※) 所有している 平地林には○	所在	(○)	m ²
	所在	(○)	m ²
	所在	(○)	m ²

※その他事務局が必要と認める書類を添付すること

※申請者が所有する平地林の場合は○を記入。

※認定取消申請の場合は、2および3は記入不要。

(様式第1号)

実践農業者認定基準

- (1) 武蔵野地域に居住する農業者または本拠地のある農地所有適格法人であって武蔵野地域内の農地を耕作していること。
- (2) 武蔵野地域及び周辺の平地林の落ち葉を堆肥化した落ち葉堆肥を継続的に武蔵野地域内の農地に施用している、または継続的に施用する見込みがあること。ただし、施用する落ち葉堆肥は、この農法を実践している農業者が堆肥化したもので、かつ安全性を確認しているものに限る。
- (3) 武蔵野の落ち葉堆肥農法によって農作物を栽培、収穫し、販売している、または販売する見込みがあること。
- (4) 武蔵野の落ち葉堆肥農法を継続する意志があること。
- (5) 協議会の主旨に賛同し、協議会の活動に協力する意志があること。

個人情報の取扱について

協議会は記載していただいた個人情報について、不正アクセス、紛失、漏洩等が発生しないよう、これらの危険に対する安全策を積極的に実施します。記載していただいた個人情報は協議会の目的の範囲内においてのみ活用し、それ以外の用途で第三者には提供いたしません。

私は認定基準のすべての項目に該当します。
また個人情報の取扱に同意します。

年 月 日 自署 _____

(様式第4号)

年 月 日

申請者氏名

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会
会長 氏名 (公印省略)

審査結果通知書

年 月 日に申請のありました武蔵野の落ち葉堆肥農法実践農業者
(認定申請書・変更申請書) にかかる審査結果について、次のとおりとなりま
したので通知いたします。

1 審査日 年 月 日

2 審査結果

3 理由

【お問い合わせ先】

世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会事務局
事務局長 氏名

※様式2号、3号、5号については省略